



登録と証明

登録と証明

各種登録・証明手数料

窓口にて本人確認を行っていますので、
本人確認書類(運転免許証など)をお持ちください。

項目		手数料		市役所市民課	比内・田代総合支所	出張所	市民サービスセンター
戸 籍	戸籍の届け出	無料		○	○	×	×
	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	1 通	450円	○	○	○	○
	戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)						
	戸籍一部事項証明書						
	除籍全部事項証明書(除籍謄本)	1 通	750円	○	○	○	○
	除籍個人事項証明書(除籍抄本)						
	除籍一部事項証明書						
	戸籍記載事項証明書	証明事項 1 件	350円	○	○	○	△
	除籍記載事項証明書	証明事項 1 件	450円	○	○	○	△
	改製原戸籍(謄本・抄本)	1 通	750円	○	○	○	○
	死亡診断書の写し	1 通	350円	○	○	○	△
	届書受理証明書(一般紙)	1 通	350円	○	○	○	△
	届書受理証明書(上質紙)	1 通	1,400円	○	×	×	×
	身分証明書	1 通	200円	○	○	○	○
住民基本台帳	住民異動の届け出	無料		○	○	×	×
	外国人のかたの住民異動の届け出 ※ 1	無料		○	×	×	×
	住民票の写し(世帯・個人)	1 通	200円	○	○	○	○
	消除された住民票の写し	1 通	200円	○	○	○	○
	広域交付住民票の写し	1 通	200円	○	○	×	×
	住民票記載事項証明書	1 通	200円	○	○	○	○
	戸籍附票の写し(全部証明・一部証明)	1 通	200円	○	○	○	○
	改製・消除された戸籍附票の写し	1 通	200円	○	○	○	△
	年金現況証明	1 通	200円※ 2	○	○	○	○
	特別永住者 登録の申請等 ※ 1	無料		○	×	×	×
印鑑登録	印鑑登録証明書	1 通	200円	○	○	○	○
	印鑑登録(登録証の交付)	1 件	300円	○	○	×	×
	印鑑登録証または印鑑の亡失による再登録	1 件	800円	○	○	×	×
自動車の臨時運行許可証		1 件	750円	○	○	×	×
通知カード再交付		500円		○	○	×	×
個人番号カード再交付		800円		○	×	×	×
電子証明書		200円		○	×	×	×
埋火葬許可証交付証明書		1 通	200円	○	○	○	△
国民健康保険	資格異動の受付、被保険者証の交付等	無料		○	○	×	×
埋火葬業務	埋火葬許可、斎場使用許可等	無料 ※ 3		○	○	×	×
国民年金	資格異動の受付、免除申請の受付	無料		○	○	×	×

○取り扱い可 △取り扱い可(ただし、月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時15分) ×取り扱い不可

※ 1 外国人のかたの住民異動の届け出・申請は、市役所市民課のみでの取り扱いになります。比内・田代総合支所、出張所、市民サービスセンターでは取り扱いできません。

※ 2 年金現況証明のうち、加給年金および郵便局や民間の年金の証明は有料です。公的年金分の証明(付加年金については有料です)は無料です。

※ 3 大館市に住民登録されていないかたの斎場使用料は有料です。

各種登録・証明発行の窓口受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。(市民サービスセンターを除く)

お問い合わせ

市民部市民課 市 民 係 ☎43-7042
比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094
田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

市民サービスセンター

【場所・取扱時間】

いとく大館ショッピングセンター 1階北側 ☎43-7088
月～金曜日 午前9時～午後7時(一部業務は午後5時15分まで)
土曜日 午前9時～午後5時 ※祝日、年末年始を除く

【取り扱い業務】

○住民票の写し・戸籍証明書・印鑑登録証明書等の交付
○市税等の収納業務 ○税証明の交付



戸 籍

■ 赤ちゃんが生まれたとき

出生届

生まれた日を含めて14日以内(国外で出生があったときは、3カ月以内)に、本籍地、出生地または届け出人の所在地(住所地、居住地、一時的な滞在地)のいずれかの市区町村役場へ出生届を出してください。

○必要なもの 出生届書、印鑑、母子手帳

出産育児一時金

健康保険の被保険者や被扶養者が出産したときは出産育児一時金が支給されます。原則として加入している健康保険から医療機関などに直接支払われます。(直接支払制度)

※直接制度を利用しない場合や、出産費用が出産育児一時金の支給額に満たない場合は、ご加入の健康保険(大館市国民健康保険に加入されているかたは市役所保険課、または比内・田代総合支所市民生活係)で支給申請手続きをしてください。

その他

お子さんの名前は常用漢字、人名用漢字、カタカナ、ひらがなの範囲でつけてください。

■ 死亡したとき

死亡届

死亡した日(その事実を知った日)を含めて7日以内(国外にあったときは、その事実を知った日から3カ月以内)に本籍地、死亡地または届け出人の所在地(住所地、居住地、一時的な滞在地)のいずれかの市区町村役場に死亡届を出してください。

○必要なもの 死亡届書、届け出人の印鑑

葬祭費

健康保険の被保険者や被扶養者が亡くなったときは、葬祭を行った人に葬祭費が支給されます。ご加入の健康保険(大館市国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されているかたは市役所保険課、または比内・田代総合支所市民生活係)で支給申請手続きをしてください。

埋火葬許可証

死亡の届け出をすると埋火葬許可証が交付されます。

※火葬の手続き等については、市役所市民課(☎43-7042)にお問い合わせください。

■ 結婚するとき

婚姻届

夫になるかたと妻になるかた、いずれかの本籍地または所在地(住所地、居住地、一時的な滞在地)の市区町村役場へ婚姻届を出してください。

○必要なもの

本籍地でない市区町村の役場に届け出す場合は、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書1通。また、夫になるかたと妻になるかたの旧姓の印鑑、成年者である証人2人の署名と押印、国民年金手帳、国保の保険証(加入者のみ)が必要です。未成年のかたは父母の同意書も必要となります。身分を証明するもの(顔写真付きのもの)を持参してください。

■ 本籍を移すとき

転籍届

新・旧いずれかの本籍地または住所地の市区町村役場へ転籍届を出してください。(他の市区町村に転籍する場合は戸籍謄本の添付が必要です)

■ 戸籍全部事項証明(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明(戸籍抄本)・戸籍一部事項証明(戸籍記載事項証明)について

- 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)：戸籍に載っている人全部を戸籍原本から写したもの
- 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)：戸籍に載っている人のうち、必要な人のものだけを戸籍原本から写したもの
- 戸籍一部事項証明書(戸籍記載事項証明)：戸籍に載っている人の一部の事項を戸籍原本から写したもの

※コンピュータ化後の戸籍には、旧大館市・旧比内町に本籍のあるかたは平成19年3月17日現在、旧田代町に本籍のあるかたは平成10年2月7日現在で在籍していたかただけが記載されています。

それ以前に除籍となっていたかたは、平成改製原戸籍(紙の戸籍)に記載されています。

■ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)等の郵送請求

大館市に本籍があり、遠方にお住まいで窓口での申請ができないかたは、戸籍証明書等を郵送でも申請することができます。郵送での請求方法については、市役所市民課市民係(☎43-7042)にお問い合わせください。

お問い合わせ

市民部市民課 戸 籍 係 ☎43-7041
比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094
田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099



住民登録

■ 引っ越しをされたかたへ「住民異動届」のご案内

引っ越しをされたときは、住民異動届の届け出が必要となります。

他市区町村から大館市内に引っ越しをされたかたへ(転入届)

1. 手続きの場所

市役所市民課、比内・田代総合支所(外国人のかたは大館市役所市民課のみ)

2. 必要なもの

- ・転出証明書(前住所地市区町村で発行されたもの。詳しくは前住所地の市区町村にお問い合わせください)
- ・窓口で届け出されるかたの本人確認書類(免許証・個人番号カード・パスポートなど)

※代理人(同一世帯員以外のかた)が届け出をされる場合、委任状が必要です。

- ・通知カード、個人番号カード、住民基本台帳カード(お持ちのもの)

外国人のかたは、転出証明書と在留カードなど(在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書、パスポート)を持参してください。

※世帯主が外国人のかたの世帯へ転入されるときは、続き柄を証明する文書が必要となる場合があります。

3. 手続き期間

新住所にお住まいになってから14日以内に行ってください。

4. 注意すること

- ・住み始める前に届け出することはできません。
- ・正確な住所(○番地か○番○号まで)を確認して届け出をしてください。
- ・義務教育のお子さんがある場合は、窓口で入学通知カードをお渡ししますので、在学証明書(前の学校で発行)とあわせて転校先に提出してください。
- ・新たに国民健康保険に加入されるかたは、窓口でお話ください。
- ・前住所地へ個人番号カードまたは住民基本台帳カードを利用し転出の届け出をされたかたは、カードを持参してください(窓口で数字4桁の暗証番号を照合します)。

大館市内で引っ越しをされたかたへ(転居届)

1. 手続きの場所

市役所市民課、比内・田代総合支所(外国人のかたは大館市役所市民課のみ)

2. 必要なもの

- ・国民健康保険証 ・後期高齢者医療の保険証
- ・介護保険の保険証
- ・福祉医療受給者証(いずれも加入者のみ)
- ・窓口で届け出されるかたの本人確認書類(免許証・個人番号カード・パスポートなど)

※代理人(同一世帯員以外のかた)が届け出をされる場合、委任状が必要です。

- ・通知カード、個人番号カード、住民基本台帳カード(お持ちのもの)

外国人のかたは、在留カードなど(在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書)を持参してください。

※世帯主が外国人のかたの世帯へ転居されるときは、続き柄を証明する文書が必要となる場合があります。

3. 手続き期間

新住所にお住まいになってから14日以内に行ってください。

4. 注意すること

- ・住み始める前に届け出することはできません。
- ・正確な住所(○番地か○番○号まで)を確認して届け出をしてください。
- ・義務教育のお子さんがある場合で、学区が変更になるときは、窓口で入学通知カードをお渡ししますので、転校先に提出してください。

大館市から他市区町村(または国外)へ引っ越しをされるかたへ(転出届)

1. 手続きの場所

市役所市民課、比内・田代総合支所(外国人のかたは市役所市民課のみ)

手続き後、「転出証明書」を発行いたします。(個人番号カードまたは住民基本台帳カードを利用した転出届を行う場合および国外へ引っ越し場合を除く)。

個人番号カードまたは住民基本台帳カードをお持ちのかたは、カードを利用して日本国内への転出の届け出を行うことができます。

2. 必要なもの

- ・国民健康保険証 ・後期高齢者医療の保険証
- ・介護保険の保険証 ・福祉医療受給者証(いずれも加入者のみ)
- ・窓口で届け出されるかたの本人確認書類(免許証・個人番号カード・パスポート・在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書など)

※代理人(同一世帯員以外のかた)が届け出をされる場合、委任状が必要です。

- ・個人番号カードまたは住民基本台帳カードをお持ちのかたはカード

3. 手続き期間

引っ越し予定日のおおむね14日前から手続きできます。

郵送による転出届

既に新住所へ住んでいるなどの事情で、窓口へお越しにならない場合は郵送で転出届を行うことができます。

個人番号カードまたは住民基本台帳カードを利用しない転出届

次のものを同封して、市役所市民課へお送りください。こちらから「転出証明書」をお送りいたしますので、新住所地での転入届の際に提出してください。

- ・次の必要事項を記載した用紙(便箋など)

①転出届である旨

②大館市の住所および世帯主名

③新しい住所および世帯主名

④異動の日(新住所に住み始めた日)

⑤引っ越しをしたかた全員の氏名、性別、生年月日

⑥日中に連絡のつく電話番号

・返信用封筒(送付先を記入し、切手を貼ったもの)

・届け出されるかたの本人確認書類の写し(免許証・保険証などの写し)

※代理人(同一世帯員以外のかた)が届け出をされる場合、委任状が必要です。

・大館市で発行している保険証や受給者証(加入者のみ)

・印鑑登録をしていたかたは印鑑登録証

個人番号カードまたは住民基本台帳カードを利用した転出届
お問い合わせいただき要件を確認してください。利用できる場合は、次のものを同封し市役所市民課へお送りください。

・次の必要事項を記載した用紙(便箋など)

①個人番号カードまたは住民基本台帳カードを利用した転出届である旨

②大館市の住所および世帯主名

③新しい住所および世帯主名

④異動の日(新しい住所に住み始めた日)

⑤引っ越しをしたかた全員の氏名、性別、生年月日

⑥日中に連絡のつく電話番号

・届け出されるかたの本人確認書類の写し(個人番号カード、写真付き住民基本台帳カード、免許証などの写し)

・大館市で発行している保険証や受給者証(加入者のみ)

記載事項や必要書類が整っていれば、転出手続きの完了を電話連絡します。日中連絡のつく電話番号を必ず記入してください。

※書類審査の結果、通常の転出届となる場合があります。その際も電話連絡し、「転出証明書」を送付するための返信用封筒(切手貼り付け)の送付を依頼します。この場合、「転出証明書」の送付は返信用封筒が届いてからになります。

郵送による転出届の提出先

○大館市役所 市民課 市民係

〒017-8555 秋田県大館市字中城20番地

4. 注意すること

・転出先の住所を確認し届け出をしてください。

・世帯主が転出する場合で、世帯員に国民健康保険加入者がいる場合は、保険証を持参してください。

・新住所地へお住まいになってから14日以内に、新住所地の市区町村役場で転入届などの諸手続きをしてください。その際、転出証明書の交付を受けたかたは転出証明書を、個人番号カードまたは住民基本台帳カードを利用し転出届を行ったかたは、カードを持参してください。

国外から大館市内に引っ越しをされたかたへ(転入届)

1. 手続きの場所

市役所市民課、比内・田代総合支所(外国人のかたは市役所市民課のみ)

2. 必要なもの

・パスポート(全員分)

・戸籍謄本、戸籍の附票(外国人のかたは除く)

本籍地が大館市の場合は提出いただく必要はありません。

・在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書(外国人のかたでお持ちのかた)。

※世帯主が外国人のかたの世帯へ転入される場合は、続き柄を証明する文書が必要となる場合があります。

・窓口で届け出されるかたの本人確認書類(免許証・個人番号カード・パスポートなど)

※代理人(同一世帯員以外のかた)が届け出をされる場合、委任状が必要です。

3. 手続き期間

新住所にお住まいになってから14日以内に行ってください。

引っ越し以外の届け出

1. 届け出の種類

・世帯主変更届…世帯主が別の世帯員に変わったとき

・世帯合併届…同じ住所で別々の世帯だったものを、一つにするとき

・世帯分離届…一つの世帯を同じ住所で、二つの世帯に分けるとき

2. 必要なもの

・国民健康保険の加入者は保険証

・窓口で届け出されるかたの本人確認書類(免許証・個人番号カード・保険証・パスポート・在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書など)

※代理人(同一世帯員以外のかた)が届け出をされる場合、委任状が必要です。

外国人のかたで、自分の世帯主も外国人のかたであるときの届け出には、世帯主との続き柄を証する文書が必要です(外国語で作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文も添付)。

文書の例⇒戸籍法に基づく届け出にかかる受理証明書もしくは記載事項証明書または結婚証明書もしくは出生証明書、そのほか外国政府機関などが発行した文書であって本人と世帯主との続き柄が明らかにされているもの。

※親族関係について変更がない場合や戸籍に関する届け出が受理されていて確認できる場合は、文書の提出は必要ありません。

3. 手続きの場所

市役所市民課、比内・田代総合支所(外国人のかたは市役所市民課のみ)

外国人のかたの届け出

外国人のかたは、上記に加え次のときにも届け出が必要です。

1. 中長期在留者などになったとき

○必要なもの

・在留カードなど(在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書)





登録と証明

2. 世帯主である外国人のかたとの続き柄が変更になったとき

○必要なもの

- ・在留カードなど(在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書)
- ・世帯主との続き柄を証する文書(外国語で作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文も添付)

文書の例⇒戸籍法に基づく届け出にかかる受理証明書もしくは記載事項証明書または結婚証明書もしくは出生証明書、そのほか外国政府機関などが発行した文書であって本人と世帯主との続き柄が明らかにされているもの。

※親族関係について変更がない場合や戸籍に関する届け出が受理されていて確認できる場合は、届け出および文書の提出は必要ありません。

3. 住民票に通称を記載または削除を希望するとき

○必要なもの

- ・在留カードなど(在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書)
- ・通知カード、個人番号カード、住民基本台帳カード(お持ちのもの)
- ・通称記載(削除)申出書
- ・当該呼称が居住関係の公証のために住民票に記載されていることが必要であることを証するに足りる資料

4. 手続きの場所 市役所市民課

お問い合わせ

市民部市民課 市民係 ☎43-7042

■ 特別永住者のかたの異動届

特別永住者証明書の交付を伴う届け出・申請

取扱窓口：市役所市民課(比内・田代総合支所、市民サービスセンターでは取り扱いできません)

特別永住者のかたは本人の申請が原則(16歳未満を除く)ですが、特別永住者証明書の交付を伴わない場合や署名を伴わない場合には、16歳以上の同居する親族のかたが本人に代わって申請することができます。

申請の種類	提示書類	提出書類
住居地以外の記載事項変更届出	・パスポート (所持する場合に限る) ・特別永住者証明書	1. 特別永住者証明書記載事項変更届出書 2. 写真1枚(16歳未満は不要)(3月以内撮影の無帽正面、背景(影を含む)がない、縦40mm×横30mm) 3. 変更を生じたことを証する資料(権限ある機関が発行したもの) 4. パスポートが無い場合は、その理由書
特別永住者証明書の有効期間更新申請	・パスポート (所持する場合に限る) ・特別永住者証明書	1. 特別永住者証明書有効期間更新申請書 2. 写真1枚(16歳未満は不要)(3月以内撮影の無帽正面、背景(影を含む)がない、縦40mm×横30mm) 3. パスポートが無い場合は、その理由書
紛失等による特別永住者証明書の再交付申請	・パスポート (所持する場合に限る)	1. 特別永住者証明書再交付申請書 2. 写真1枚(16歳未満は不要)(3月以内撮影の無帽正面、背景(影を含む)がない、縦40mm×横30mm) 3. 特別永住者証明書の所持を失ったことを証する資料(遺失物届出証明書、盗難届出証明書、リ災証明など公的資料) 4. パスポートが無い場合は、その理由書
汚損等による特別永住者証明書の再交付申請	・パスポート (所持する場合に限る) ・特別永住者証明書	1. 特別永住者証明書再交付申請書 2. 写真1枚(16歳未満は不要)(3月以内撮影の無帽正面、背景(影を含む)がない、縦40mm×横30mm) 3. パスポートが無い場合は、その理由書
交換希望による特別永住者証明書の再交付申請	・パスポート (所持する場合に限る) ・特別永住者証明書	1. 特別永住者証明書再交付申請書 2. 写真1枚(16歳未満は不要)(3月以内撮影の無帽正面、背景(影を含む)がない、縦40mm×横30mm) 3. 手数料の納付書 4. パスポートが無い場合は、その理由書

お問い合わせ 市民部市民課 戸籍係 ☎43-7041

地図
豆知識

何の
地図記号
かな？

① 神社	① 金融機関	① 市役所	① 記念碑	① 竹林
② お寺	② 郵便局	② 電波塔	② 発電所	② 茶畑
③ 記念碑	③ 病院	③ 城あと	③ 寺院	③ くわ畑

神社の記号

金融機関の記号

市役所の記号

記念碑の記号

竹林の記号

印 鑑

■ 印鑑登録をするには

印鑑登録の申請は、大館市に居住し住民登録しているかたができます。ただし、15歳未満のかたと成年被後見人のかたは登録できません。

登録できる印鑑は、印影の大きさが、直径6mm以上25mm以下のもの。印影の鮮明なものであり、ゴム印は登録できません。印鑑登録申請の受付窓口は市役所市民課、比内・田代総合支所です。

■ 印鑑登録の申請方法

本人が申請するとき

必要なもの

- 印鑑登録申請書
- 登録する印鑑(同じ世帯のかたが登録している印鑑と印影が違うもの)
- 次の方法により本人確認を行うことができる場合には、当日の登録ができます

《1》本人確認書類の提示があったとき

運転免許証、個人番号カード、写真付き住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る)、官公署が職員に対して発行した身分証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書など顔写真付きのものいずれか1点。

《2》大館市で印鑑登録しているかたが、登録申請人が本人であることを保証したとき。

※保証人は印鑑登録証と登録している印鑑(実印)を持参してください。

《3》市役所職員が登録申請人が本人であることを証明したとき。

《1》から《3》のいずれか1つの方法で本人確認を行うことができない場合は当日の登録はできませんが、次の方法により登録することができます。

照会書による本人確認

申請受け付け後、本人(登録申請人)の住所宛てに照会書兼回答書を送付します。届いた回答書に署名・捺印(登録する印鑑)し、照会書に記載されている回答期限内に、健康保険証・年金手帳・年金証書・介護保険被保険者証などいずれか1点とあわせて持参いただいた際、登録となります(登録する印鑑も忘れずに持参してください)。

代理人が登録申請するとき

必要なもの

- 印鑑登録申請書
- 登録する印鑑(同じ世帯のかたが登録している印鑑と印影の違うもの)

○代理人の印鑑

○本人自筆の代理権授与通知書(所定様式のもの。市役所市民課、比内・田代総合支所、ホームページから取得できます)

○本人および代理人の本人確認書類(コピー不可)

運転免許証、個人番号カード、写真付き住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る)、官公署が職員に対して発行した身分証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書など顔写真付きのもの。

○登録する本人の意思確認

電話で登録の意思を確認します(申請受付時)。

本人の意思確認ができないときは印鑑登録ができません。

注1. 代理人を確認できる顔写真付きのものがないかたは代理人になることはできません。

注2. 登録している印鑑や印鑑登録証をなくされた場合(盗難等を含む)には、代理人による手続きはできません。

■ 印鑑登録証明書の交付を受けるには

印鑑登録証明書が必要なときは、申請書に印鑑登録証を添えて市役所市民課、比内・田代総合支所または各出張所等の窓口へ提出してください。また、窓口に来たかたの本人確認を行いますので次のものをお持ちください。

○本人確認書類

A. 運転免許証、個人番号カード、写真付き住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る)、官公署が職員に対して発行した身分証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書など顔写真付きのもの。

B. 健康保険証、年金手帳など(官公署等発行のもの)。

C. 学生証、社員証、診察券、税金・公共料金の領収書など。

上記Aの書類であれば1点で結構です。Aの書類をお持ちでない場合は、Bの書類を2点、またはBとCの書類を1点ずつ。

■ 登録印鑑や印鑑登録証をなくしたとき

登録してある印鑑や印鑑登録証をなくしたとき(盗難・焼失等を含む)には、「印鑑・印鑑登録証亡失届」を提出するか、印鑑証明書の「発行停止申請」を行ってください。

○印鑑・印鑑登録証亡失届

届け出により印鑑登録を抹消します。本人のみが届け出をすることができます(代理人による届け出は不可)。

再度、印鑑登録されるときの手続き方法は、「印鑑登録の申請方法」をご覧ください。

再登録をすると、前の登録証は使えなくなります。

○発行停止申請

印鑑登録は抹消せずに、証明書の発行のみを停止し、不正取得を防止します。





登録と証明

▼ マイナンバー・パスポート

申請は窓口または電話による口頭申請も可能なほか、代理人による申請もできます。

ただし、発行停止を解除するときには、本人が申請する必要がありますので、市役所市民課、比内・田代総合支所の窓口へ、印鑑登録証と身分証明書(運転免許証、住基カード等の顔写真付きのもの)を持参してください。

■ 登録印鑑を変更するとき

印鑑を変更する場合は、既に登録してある印鑑を廃止手続きした後、新しい印鑑を新規に登録することになります。

登録してある印鑑、印鑑登録証、新しく登録する印鑑、顔写真付きの身分証明書等を持参し、市役所市民課、比内・田代総合支所の窓口で手続きしてください。印鑑登録の手続き方法は「印鑑登録をするには」をご覧ください。

お問い合わせ

市民部市民課 市民係	☎43-7042
比内総合支所 市民生活係	☎43-7094
田代総合支所 市民生活係	☎43-7099

■ マイナンバー(個人番号)について

マイナンバーは「通知カード」でお知らせします

マイナンバーについて詳しく知りたいかたは、マイナンバーコールセンターへお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル

- ・電話番号 ☎0120-95-0178(無料)
- ・受付時間 平 日 午前9時30分～午後10時
土日祝 午前9時30分～午後5時30分
(年末年始を除く)

※一部IP電話などで上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)

- ・マイナンバー制度に関すること ☎050-3816-9405
- ・「通知カード」、「個人番号カード」に関すること ☎050-3818-1250

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- ・マイナンバー制度に関すること ☎0120-0178-26
- ・「通知カード」、「個人番号カード」に関すること ☎0120-0178-27

(英語以外の言語については、平日午前9時30分～午後8時までの対応となります)

■ パスポート(旅券)

パスポート(旅券)申請について

市役所でパスポートの申請と受領ができます。

- 申請の種類**
- ・一般旅券の発給申請
 - ・記載事項(氏名・本籍の都道府県名)の変更申請
 - ・査証欄の増補申請
 - ・有効旅券の紛(焼)失等届出

申請できるかた

- ・日本国籍があり、大館市に住民登録されているかた

- ・学生や単身赴任者等で秋田県外に住民登録し、大館市にお住まいのかた(居所申請)

受付時間と窓口

【受付時間】月～金曜日 午前8時30分～午後5時
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

【窓 口】市役所市民課戸籍係 パスポート窓口

申請に必要な書類

次のものを全てご用意ください。コピーでは受け付けできません。一般旅券発給申請書、戸籍抄本または謄本、写真(撮影日から6カ月以内のもの)、本人の確認書類(原本で現に有効なものに限りです。代理のかたが提出する場合は申請者本人と代理人それぞれの本人確認書類が必要となります)、前回取得したパスポート

申請についてのご注意

- ①切り替え申請の場合
今お持ちのパスポートの有効期間が残り1年未満になったときは、そのパスポートを返納して新しいパスポートを申し込むことができます。旅券面の記載事項(氏名・本籍)に変更があったときも手続きが必要になりますので、窓口にご相談ください。
- ②代理提出する場合
「所持人自署欄」には、必ず申請者本人がサインしてください。代理人は同申出書の「引受人記入欄」に署名してください。
- ③未成年者(20歳未満)または成年被後見人が申請する場合
申請書裏面の「法定代理人署名欄」には親権者本人(父または母・成年被後見人の場合は後見人)が署名してください。
- ④有効な旅券を紛失した場合
紛失(焼失)届出を行うことで、当該旅券を失効させることができます。再度旅券が必要となときは、新規の申請となります。
- ⑤刑罰等関係に該当する場合
申請書の「刑罰等関係」に該当するかたは、県庁旅券班にお問い合わせください。
- ⑥申請した旅券を受領しなかった場合
今までに旅券を申請して受領しなかったことがあるかたは、窓口に出してください。
- ⑦ヘボン式以外のローマ字氏名表記を希望する場合
ヘボン式以外の表記を希望するかたは、上記申請に必要な書類のほかに提出していただく書類および申請書への記入を要する事項があります。
- ⑧団体申請する場合
団体申請および代理提出はあらかじめ予約が必要です。

受領について

- ①受け取りは必ずご本人です
申請した窓口にて『一般旅券受領証(引換証)』、『手数料(収入印紙・秋田県証紙)』を持参のうえ受け取ってください。
- ②交付までの日数
申請日から9日目以降(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)。

お問い合わせ 市民部市民課 戸籍係 ☎43-7041